

福山市民病院事業継続計画（BCP）改定支援業務に関するプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

新本館開設に伴う変更点を反映し、災害発生時に実効性のある事業継続計画 BCP に改定するもの

2. 業務概要

- (1)業務名 福山市民病院事業継続計画（BCP）改定支援業務
- (2)業務場所 福山市蔵王町五丁目 23 番 1 号
福山市民病院及び福山市民病院が指定する場所
- (3)業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4)業務履行期間 契約締結の日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

3. 予算額

予算額の上限は、4,070,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4. 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受託候補者を特定する。また、受託候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5. 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3)この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4)福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5)国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6)過去に、災害拠点病院に係る事業継続計画（BCP）改定支援業務の受託実績があること。
- (7)企業、NPO 法人、一般財団法人、一般社団法人その他法人格を有する団体であること。
- (8)福山市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 10 号)第 2 条第 2 号又は第 3 号の規定に該当しない者であること。

6. 参加申込の手続等

(1)担当課 福山市民病院 経営企画部 病院総務課

住所：〒721-8511 広島県福山市蔵王町5丁目23番1号

電話：(084) 941-5151 (代表) FAX：(084) 941-5159

メールアドレス：shimin-byouin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2)選考スケジュール

公 告	2026年(令和8年)3月3日(火)
実施要領等の配付期間	2026年(令和8年)3月3日(火)から 同月17日(火)まで
参加申込に係る質問書受付期間	2026年(令和8年)3月3日(火)から 同月9日(月)午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026年(令和8年)3月10日(火) 市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2026年(令和8年)3月3日(火)から 同月17日(火)午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026年(令和8年)3月18日(水)
企画提案書の受付期間	2026年(令和8年)3月18日(水)から 同月27日(金)午後5時まで
企画提案に係る質問書受付期間	2026年(令和8年)3月18日(水)から 同月23日(月)午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026年(令和8年)3月24日(火) 市ホームページに掲載します。
プレゼンテーションの実施	2026年(令和8年)3月30日(月)
企画提案書の選定通知	2026年(令和8年)4月3日(金)

(3)実施要領(募集要項)等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年(令和8年)3月3日(火)から同月17日(火)まで

イ 配付場所

(1)に同じ。

※ 福山市ホームページからもダウンロードできます。

(URL:<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shiminbyoin/>)

7. 参加申込書の作成等

(1)受付期間 2026年(令和8年)3月3日(火)から同年3月17日(火)午後5時まで(郵送の場合は3月17日(火)午後5時必着)

(2)提出場所 6.(1)の担当課に同じ

(3)提出方法 持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時まで)

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数 次のア～サの書類を作成し、各 1 部を提出してください。

(ウ、オ、カ及びキについては、提出日の 3 か月前の日以降に発行されたもの。)

ア 参加申込書 (様式 1)

イ 実績報告書 (参加要件として業務実績等を求めている場合)

ウ 商業登記簿謄本 (写しでも可)

エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表 (法人の場合は、直前 1 事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)

オ 市税の完納証明書 (写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書 (様式 2) を提出すること。)

カ 納税証明書 (写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書 (その 3 未納の税額がないこと用))

キ 印鑑証明書 (原本)

ク 使用印鑑届 (様式 3) (実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。)

ケ 委任状 (様式 4) (契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。)

コ 誓約書 (様式 5)

サ 参加資格に係る届出書 (任意様式とする。)

提案に参加するものに必要な資格を証明するために、会社概要 (本社所在地及び本事業を主体として遂行する組織の所在地、資本金、従業員数等、創業年、本事業を主体として遂行する組織と全体組織、沿革)、過去に B C P の策定又は改定を行ったことのある災害拠点病院の一覧、資格者証 (写しで可) を提出すること。

8. 参加申込に係る質問及び回答

参加申込に係る質問がある場合は、質問書 (様式 9) に必要事項を記入の上、次により提出してください。電話や来院による質問は受け付けません。

(1) 受付期間 2026 年 (令和 8 年) 3 月 3 日 (火) から同月 9 日 (月) 午後 5 時まで

(2) 提出先 6. (1) の担当課と同じ

(3) 提出方法 電子メールでのファイル添付により提出してください。なお、電子メールの送付後、必ず電話で届いていることを確認してください。

(4) 回答 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある場合を除き、3 月 10 日 (火) に福山市のホームページに掲載します。なお、質問に対する回答は、実施要項等の追加又は修正とみなします。

9. プロポーザル参加資格の確認 (企画提案書の提出者の選定)

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行います。

- (1)参加資格確認結果の通知（様式6） 2026年（令和8年）3月18日（水）までに参加資格結果を電子メールにより通知します。提案に必要な資格を有していると認めた場合は、提案に関する手続きを併せて送付します。
- (2)参加資格確認結果の公表 参加資格確認結果については福山市ホームページに公表します。
- (3)参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い
 - ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
 - ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行います。

10. 企画提案書の作成等

- (1)受付期間 2026年（令和8年）3月18日（水）から同年3月27日（金）午後5時まで（郵送の場合は3月27日（金）午後5時必着
- (2)提出場所 6(1)の担当課に同じ
- (3)提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

- (4)提出書類及び部数

- ①企画提案書本文 9部 ※企画提案書等受付簿（様式10）に添付して提出してください。
 - ・A4判左綴じ（縦・横不問）とし、記載形式は自由とします。
 - ・「福山市民病院事業継続計画（BCP）改定支援業務仕様書（案）」の内容を満たし、「福山市民病院事業継続計画（BCP）改定支援業務企画提案内容及び評価項目」に基づき、企画提案書（様式11）を作成し提出してください。 1部
- ②事業計画書及び収支計画書 1部
- ③見積書 1部
 - ・A4判（様式不問）
 - ・2(4)に規定する期間について、消費税及び地方消費税相当額を含めず算定してください。

11. 企画提案に係る質問

企画提案に係る質問がある場合は、質問書（様式9）に必要事項を記入の上、次により提出してください。電話や来院による質問は受け付けません。

- (1)受付期間 2026年（令和8年）3月18日（水）から同月23日（月）午後5時まで
- (2)提出先 6.(1)の担当課に同じ
- (3)提出方法 電子メールでのファイル添付により提出してください。なお、電子メールの送付後、必ず電話が届いていることを確認してください。
- (4)回答 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある場合を除き、3月24日（火）

に福山市のホームページに掲載します。なお、質問に対する回答は、実施要項等の追加又は修正とみなします。

1 2. 企画提案書の評価及び評価基準

1 0で提出された企画提案書をもとに福山市民病院事業継続計画（BCP）改定支援業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行います。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 日時 2026年（令和8年）3月30日（月）

イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順で実施します。

ウ プレゼンテーションの持ち時間を15分間とし、そのうち10分間を発表時間、5分間を質疑・応答の時間に配分する。

(2) 評価項目

「企画提案内容及び評価項目」のとおり

(3) 受託候補者の特定 評価委員会における評価が高い順に、最優先交渉権者1名、次順位者1名を選定し、本業務の受託候補者として特定します。

(4) 評価結果（様式7）・選定結果（様式8）の通知

2026年（令和8年）4月3日（金）

企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を通知します。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受託候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受託者として決定したものではありません。通知後、福山市民病院と受託候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。

(5) 評価結果の公表 評価結果については契約締結後、福山市ホームページに公表します。

(6) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に書面（様式は任意）により、病院事業管理者に対して非選定理由の説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行います。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

(ア) 6(1)の担当課に同じ

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受託候補者としての適否を審査します。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、評価委員会において「同点の場合の決定方法」にしたがい、受託候補者を決定します。

1 3. 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て福山市病院事業管理者が特定した受託候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受託候補者と福山市民病院との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が10(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。
- (3) 福山市病院事業管理者が特定した受託候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

1 4. 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の予算額を超えた見積額を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと福山市病院事業管理者が認めた場合
- (5) 実施要領（募集要項）の内容に違反すると福山市病院事業管理者が認めた場合
- (6) その他福山市民病院の指示に違反する場合

1 5. その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とします。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。

- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を病院総務課に持参又は郵送により提出してください。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受託者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市民病院との協議に基づいて決定するものとします。
- (15) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市民病院は契約を解除できるものとします。この場合、福山市民病院に生じた損害は受託者が賠償するものとします。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して福山市民病院は一切の責任を負わないものとします。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領（募集要項）等の記載内容に同意したものとします。
- (18) 守秘義務要件
- 本提案募集に関して知り得た情報は、第三者に漏洩することを防止し、かつ、秘密漏洩の可能性を事前に排除するものとする。また、関係資料の滅失又はき損を防止し、秘密を保持するため、必要かつ十分な措置を講じるものとする。
- (19) 契約書作成の要否
- 要
- (20) この提案による契約は、福山市議会における当該契約に係る2026年度（令和8年度）病院事業会計予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。なお、議決を得られなかった場合、参加者に生じた損害について当院は何ら責めを追わないものとする。